

国連の広報政策の変化と愛知県図書館旧蔵 国連資料の意義

河辺 一郎

はじめに

愛知大学国際問題研究所は、国連寄託図書館の指定を受けていた愛知県図書館から国連資料を譲り受け、公開に向けて整理を進めている。

一口に国連資料と言っても、国連本体および専門機関が扱う分野は広大であるため、資料が取り扱う分野も極めて多岐に及ぶ。自然科学、社会科学、人文科学などの枠組みを遙かに超えて、人類が抱える問題全般に及ぶと言っても言い過ぎではない。また資料そのものの形態としても、国連総会などの会議体における審議に関わって各国が提出する情報や見解、それらをもとに行われる審議の議事録、様々な問題に関する調査報告書、統計、広報資料など、多様である。しかしいずれにしても研究機関としての大学にとっては不可欠の基本的な資料であり、特に政治学関係においては重要性が高い。

ただし、いずれも複製資料であり、事務局や各国代表部の極秘公電、非公式な資料、私的メモなどが含まれているわけではなく、政治家などの個人アーカイブなどとは性格を異にする。また、20世紀末よりデジタル化が進められており、現在では新しい資料の多くについて場所や時間を問わずアクセスすることが可能となった。もちろん、資料を直接に手に取って調べることの意味は小さくはないが、その意味では、改めて国連資料を整理・公開する意味は必ずしも大きくはない。

しかしそれにも関わらず、愛知県図書館が旧蔵した国連資料（以下「旧蔵資料」）は、日本の他の国連寄託図書館が所蔵していない、いやそれどころか、ニューヨークの国連本部の資料館であるハマースホルド図書館でも閲覧できない資料を多く含む貴重なコレクションなのである。

ところがその貴重さが理解されているとはいいがたいが、その意義は国連資料の特質、特に議事録が作られる過程の事情を踏まえなければ説明が難しい。また、愛知県図書館が国連寄託図書館の指定を返上した背景には、寄託図書館の維持の困難さと近年の国連広報政策の変容が影響している。そこで本稿では、国連寄託図書館制度と近年の国連の広報政策を簡単に整理しつつ、旧蔵資料の意義と特質を解説する。

1. 国連寄託図書館制度

国連寄託図書館は、国連との契約の下で国連資料の寄託を受けて一般の利用に供する制度であり、国連創設から間もない1947年に始まった。秘密外交の排除と外交資料の公開は、国際連盟から引き継ぐ国連の根幹であることが、ここにも示されている。

寄託図書館規定⁽¹⁾によれば、「全ての加盟国、非加盟国および非自治地域は、通常は国立図書館または首都の主要な調査図書館に無料で1つの寄託図書館を設置する権利がある。これに加えて、もし無料で一般公開されているのであれば議会図書館も無料で資料を受け取る権利がある」⁽²⁾。非加盟国のみならず、植民地のような自治を得ていない地域でも、無料で国連資料の提供を保証したことは、「人民の同権及び自決の原則の尊重」を国連の目的の一つとして国連憲章に掲げ、さらに寄託図書館制度発足の翌年、48年に採択される世界人権宣言で「個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない」と謳う、国連創設当初の熱気を反映していた。

その上で、有料で寄託図書館を追加することもできるが⁽³⁾、その際には、「予想されるドキュメントおよび出版物の利用、関心および需要を示す証

(1) 最新版は“Principles Governing United Nations Depository Libraries, ST/AI/189/Add.11/Rev.2, 18 Aug. 1995”

(2) Ibid., para. 4

(3) 当初は無料だったが、1975年に有料化された。

抛、高等教育機関および図書館の発展状況、地域および人口、および、その国における寄託図書館の全体的な地理的分布が考慮される。通常は、いずれの都市においても一つ以上の寄託図書館は設置されない⁽⁴⁾。追加寄託図書館の料金は、開発途上国と先進国で異なり、開発途上国は公式記録および出版物に限る部分寄託では年間200米ドル、さらに、国連総会などの会議資料として作られる簡易印刷版の文書⁽⁵⁾を含めた全面寄託では300ドル、先進国では部分寄託で900ドル、全面寄託で1400ドルである⁽⁶⁾。

寄託図書館は、専門の職員を配置し、適切に管理した上で、一般の利用者に無料で閲覧に供し、その図書館を訪れることができない者のために図書館間の貸し出しやコピーサービスを行い、さらに資料の案内に対応する専門の司書を配置することが求められる⁽⁷⁾。また、国連から2年に一度送られてくる調査票に答えなければならず、これを怠った場合は資料の提供が停止される。また国連は定期的に寄託図書館を訪問し、状況が満足のいくものでない場合には、寄託図書館の資格が取り消されるか、他の図書館に移管される⁽⁸⁾。資料の配列や製本の順番等についても細かく規定されている。

寄託図書館の維持にあたっては、料金はそれほど問題ではない。むしろ専任職員の配置を含めた管理運営に大きな手間がかかる。それと同時に、その国またはその地方を代表する図書館として、重たい責任が負わされるのである。

2021年現在、135カ国および1地域で350の寄託図書館が認定されているが⁽⁹⁾、寄託図書館が存在しない国も60カ国ある。しかもそのうちの52カ国には、国連広報局の下部機関で、その国における国連の代表部としての

(4) Principles Governing United Nations Depository Libraries, para. 6

(5) “Principles”や後出の注(6)の“Instructions”では‘Masthead version’と書かれ、国連文書のレファランスマテリアル等では‘mimeographed’と注記されることが多く、単にドキュメントと呼ばれることもあるが、ここでは便宜的に簡易印刷版と呼ぶ。

(6) Principles Governing United Nations Depository Libraries, para. 7. なお部分寄託に含まれない資料の詳細は、“Instructions for depository libraries receiving United Nations material” para. 11 (ST/LIB/13/Rev.5, 5 March, 1995)に記載されている。

(7) Principles Governing United Nations Depository Libraries, para. 11

(8) Ibid., para. 13

(9) <https://www.un.org/en/library/page/united-nations-depository-library-programme>

役割も負う国連広報センター (UNIC) などとも存在していない。人口が9000万人に迫るコンゴ民主共和国もこの一つである。また1つしか存在していない国は73カ国に及ぶ⁽¹⁰⁾。つまり、世界の1/3近い国では国連資料の実物を手に取ることができず、首都の国立図書館等でしか閲覧できない国を含めると2/3の国に至るのである。人口が2億7000万人を超えるインドネシア、1億6千万人超のバングラデシュ、1億1千万人超のエチオピア、9700万人超のベトナムなどにも一つしかない。

これに対して最も多いのは米国で30館あり、そのうち16館がこの制度が始まった当初、1947年6月から指定を受けている。国連創設の原動力となった国であり、民主制と情報公開の意義を重視していることの反映でもある。次いで中国の20館 (香港の2館、マカオの1館を含む)、インドの16館、日本の14館、韓国の11館、カナダの9館と続き、2桁の寄託図書館を持つ国はアジアに集中している。

ただし、中国の20館のうち香港の1館を含む15館は1997年以降に寄託図書館となっており、96年以前は国立図書館、重慶図書館、上海図書館の3つのみだった。中国は国連創設において中心的な役割を果たした国ではあるが、1949年に中華人民共和国が建国を宣言しながら、国連での議席を認められず、蒋介石政権が議席を維持し続けたことから、特に60年代には反国連姿勢を露わにしていた。しかしその時期に限らず、71年に中華人民共和国が国連に復帰した後も増加していない。4つめの寄託図書館が上海に作られたのは改革開放が始まった後の84年だった。なお、中国には未だに国連広報センターが開設されておらず、安全保障理事会常任理事国でありながら、UNICを持たない唯一の国でもある。中国にとって今でも国連は二面性を持った存在だが、それはこのような面にも現れている。

(10) <https://www.un.org/library/page/depository-libraries-directory>。なおこの directory では UNIC や UN Office も寄託図書館とともに記載している。その地域における国連資料の提供活動を担う点では寄託図書館と UNIC は類似した役割を負うことから、国連資料へのアクセスを求める者にとっては両者を併記することは役立つだろう。また多くの場合 UNIC が国連寄託図書館の指導等に当たっている。しかし UNIC は寄託図書館には含まれないため、ここでは UNIC を除いた数を挙げる。なお、このような事情のために寄託図書館を数える際に判断に迷う場合もあり、数え方によってこれらの数字が変わる可能性があることをお断りする。

また韓国では高麗大学が1957年に、議会図書館が79年に指定を受けたが、9つは92年以降で、国立図書館が指定を受けたのも97年だった。韓国で文民である金泳三が大統領に就いたのが92年で、金大中が大統領に就いたのが97年であることに照らすと、寄託図書館の有無やその充実が民主化と無関係ではないことも分かる。

一方、非同盟諸国は正式に発足する以前から国連を重視する姿勢を示してきたが、非同盟諸国の中心的な国であるインドは、40年代に7館、50年代に1館、60年代に3館、70年代に1館、90年代に2館、2000年代に2館が指定を受けている。寄託図書館制度創設時から経済発展の進む21世紀まで、一貫して増加を続けていることになる。なお、以上の数字は、現在も寄託図書館の指定を受けている施設に限ったものであり、指定を解除された、または辞退した施設は含んでいない。

2. 日本の国連寄託図書館と愛知県図書館

日本で最も早く寄託図書館の指定を受けたのは国立国会図書館で、1949年3月15日のことだった⁽¹¹⁾。しばしば指摘されるように日本では中央図書館としての役割を果たす国立図書館と議会の活動を支える議会図書館が一つにまとめられたため、別個に議会図書館として寄託図書館が指定されることはなかった。次いで日本が国連に加盟した56年に京都、63年に札幌（北海道大学図書館）、65年に仙台（東北大学図書館）、東京（東京大学図書館）、広島（広島市立中央図書館）、福岡（福岡市総合図書館）と、次々に指定される（以上、いずれも2021年現在、寄託図書館となっている図書館）。日本においては、日本軍国主義への反省と平和への希望、さらに国際社会への復帰やステータスとしての意味合いも、この引き続いた指定申請の背景にあったと言えよう。これに対して愛知県では寄託図書館の設置が遅れ、1970年5月6日付けで日本で9番目の寄託図書館として認可

(11) 『国立国会図書館三十年史』p. 476、1979。ただし同書は、「指定に関する来信もしくは発信文書の日付」としてこの日にちを示す一方で、「国際連合の当館指定に関する公信はない。『United Nations Bulletin, Vol. VI, No. 6』中の寄託図書館リストに当館名が記載されており、この時点をもって当館の寄託図書館が決定されたとみなされる。」とも記している。一方、<https://www.un.org/library/page/depository-libraries-directory> によれば1948年である。

を受け、愛知県勤労会館内に部分寄託図書館として設置され、9月より資料の受け入れを始めた⁽¹²⁾。

一方、愛知県の中央図書館として愛知県文化会館愛知図書館が1959年に設置されていた。それにもかかわらず寄託図書館が愛知図書館ではなく勤労会館に設置された背景は判然としない。ただし、国際労働機関 (ILO) は政府、使用者、労働者の3者が代表を組むことから、労働組合もILOの審議に参加し、国際労働条約の作成にも関わっており、労働関係の組織が国連資料に親しんでいること、そしてその重要性を理解する傾向が強いことは指摘できる。日本の労働運動は、国際労働条約の批准を政府に求め、その内容を実現すること目的としてきたと言っても言い過ぎではないのである。

その後勤労会館は総会議事録のマイクロフィッシュを遡って購入するなど、資料の充実に努めると同時に、「国連資料ガイド」を70年12月から1年間、中日新聞に連載し⁽¹³⁾、74年6月からはA4判1ページの「国連資料情報」を不定期に発行するなど広報活動にも力を入れた。1975年に寄託図書館が有料化されるが、この際に、全面寄託とするよう申請し、「謄写刷資料 (年間1メートル幅書架4段分)」が送付されるようになった⁽¹⁴⁾。

1991年、愛知県文化会館愛知図書館が愛知芸術文化センター愛知県図書館に発展的に解消される。これを期に、寄託図書館は愛知県勤労会館より愛知県図書館に移設され、「国連資料情報」も90年12月に77号をもって最終号となった。

ただし、特に公共図書館がこの指定を受けた場合は、その維持に困難がつきまとった。例えば、日本国際連合協会京都本部が中心となって開設された京都は、関電ビル、京都新聞社ビル、立命館大学と転々とし、2019年から京都外国語大学に移設された。また国連協会京都本部自体も存続が危ぶまれる状況となっている⁽¹⁵⁾。

愛知県図書館に移設された寄託図書館も、「国連資料の多くがインター

(12) 愛知県勤労会館『愛知県勤労会館10年のあゆみ』p. 67、69、1980

(13) 同前 p. 71

(14) 同前 p. 70

(15) 京都新聞、2021年2月20日夕刊

ネット上で閲覧できるようになり来館利用者が減少していることなどを踏まえ、愛知県図書館から指定解除を申し出て、2010年度限りで指定を解除された⁽¹⁶⁾。その後も閲覧は続けられたが、愛知大学が資料の引き継ぎを申し出て、2014年2月25日に公式記録やドキュメントの閲覧が停止された⁽¹⁷⁾。この結果、国連資料のコーナーに配架はされていたが愛知県図書館が独自に購入した資料や、寄託を受けた一部の出版物などを除き、愛知大学国際問題研究所が公式記録や簡易印刷版を譲り受けることとなった。なお、これらの資料は国連より「寄託」されたものではあるが、指定を解除された場合の処理は事実上各図書館に任されている。現実問題として見れば、これらの資料を全て送り返されても国連本部も困る。

維持の難しさは、公共図書館では英語資料が中心となる国連資料の利用者がもともとと限られること、専門の職員を配置しなければならないことに加えて、国連資料が管理しにくい性格を持っていることも大きい。そこで、ここで国連資料の特殊性について簡単に触れておこう。

国連資料には簡易印刷版の会議資料やパンフレットなどの広報資料のような製本されていない資料が多く含まれる。パンフレットなどは一般の図書館でも管理に困る資料ではあるが、登録上は通常の書籍と同様に扱うことができる。また、ファイルに綴じたり、製本して配架される場合もある。しかし簡易印刷版の会議資料は、量が多く、文書番号と発行日が必ずしも一致しておらず、さらに会期終了後に改めて整理され、公式記録として出版されるものとその文書限りものが混在している。しかもこれが大量に届けられることで、一般の加除式資料とも異なる整理の手間と困難さを増すのである。

例えば総会の会議資料は「A」で表された上に各会期ごとに発行順の番号がつけられるが、発行日に関わらず、あらかじめ文書番号が決められているものがいくつかある。「1」は国連事務総長の年次報告、「100」は総会仮議題の解説である。2020年に開催された第75回総会で見れば、「A/75/1」が事務総長の年次報告、「A/75/100」が総会仮議題の解説となるが、事務総長の年次報告の発行日が2020年7月24日だったのに対して、総会

(16) 『愛知県図書館事業年報平成23年度』p.4

(17) 『愛知県図書館事業年報平成26年度』p.4

仮議題の解説は 6 月 15 日だった。

事務総長の年次報告は、その年の国連の基本文書の一つとして重要であり、また仮議題の解説は各議題の経緯を整理したもので総会の審議過程を調べる際には大変重宝する。このためこれらの資料の文書番号が決められていることは、各国の代表団の立場としても一般の利用者としても、ありがたい。しかし、発行日すなわち図書館に届けられる日が文書番号と食い違うことは、図書館にとっては手間を増やす要因となる。

これらは総会が始まる前の基本文書であり、個々の議題に関する会議資料の中心となるのは、総会が前会期において事務総長に事態の推移等の報告を求めた場合などに作られる報告、総会が設置し、報告を求めた委員会の報告などに加えて、各国が各議題に関して随時参考資料の配布を求めることや国連機構外の国際組織等も報告書等を総会会議資料として発行するよう求めることも頻繁にある⁽¹⁸⁾。また総会は国会の予算委員会等のように議題を 6 つの委員会に振り分けて審議し、さらに本会議で改めて採決するが、これらの委員会が本会議に向けて提出する審議結果の報告も次々に発行される。これらの多様な文書が発行順に番号を割り振られて配布されるのである。なお、決議案はこれらとは別の番号がつけられる。

第 75 回総会に関して言えば「A/75/152」は通常兵器登録制度に関する事務総長の報告であり、「A/75/465」は被占領地に対するパレスチナ人の恒久主権に関する総会第 2 委員会の審議経過を本会議に通達する報告書、「A/75/500」は、米国が駆逐艦をベネズエラの領海接続水域に停泊させたことを訴える書簡だった。これらは、決議案とともに総会公式記録の補遺(Annexes)に議題別に収録されることが多いが、一部に、会議用資料としてのみの印刷に留まるものもある。

一方、事務総長の年次報告をはじめとして安全保障理事会や経済社会理事會などの機関の報告は後に公式記録として再発行されるが、前述の仮議題の解説は簡易印刷の発行に留まる。これらの多様な文書が、一つの文書

(18) 例えば、2000 年に開催された南サミットの宣言は G77 のホームページでは国連総会文書の形で公開されている。A/55/74、https://www.g77.org/doc/docs/summitfinaldocs_english.pdf。また G77 外相会議の共同宣言のアラビア語版、フランス語版、スペイン語版などは、国連のデジタル資料にリンクが張られており、G77 のような開発途上国にとっては主要な組織でも国連事務局の事務能力に依存する面が大きいことが示されている。

番号の下で次々に寄託図書館に届けられるのである。資料を整理する立場としては、番号順に並べられた文書が送り届けられ、それらをそのままファイルし、一定の分量に達したら製本するのならば、問題は少ない。しかしそのようなわけにはいかず、一枚ごとに整理をして利用に供しなければならぬ。これでは紛失の恐れも高いが、費用の点からも一枚一枚を電子登録したり、防犯のための磁気処理を行うことは難しい。さらに後述するように、後に公式資料が発行されるものは、その時点で廃棄しても良いため、なおさら磁気処理等を行うわけにはいかない。

こうしたことは、部分寄託だったために簡易印刷版が少なかった開設当初から認識されており、「謄写刷資料の多い国連資料の特殊性から本整理は本印刷の出版物のみとする。」「公式記録と謄写刷資料の整理および保存については今後の課題として残す」とされていた⁽¹⁹⁾。

このような事態に対して、日本の国連寄託図書館の中でも特に蔵書の状況が充実している東京大学総合図書館や UNIC では、1980年代には貸し出しノートを用意して、貸し出しの際にはこれに一点ずつ記入して対応していた。愛知県図書館も同様の手続きをとっていたが、どの図書館でも利用する際には否応なく前後の記入状況が目に入ってしまう。愛知県図書館ではこのノートに文書名、利用者番号、貸し出し日、返却日を記入していたが、1 ページ全体に書かれた利用者番号が同じつまり筆者であることが珍しくなく、2 ヶ月ぶりに借りだした際の前の利用者が筆者だったこともしばしばあった。利用者の情報を保護する図書館の役割を踏まえるとこのようなことを公表することは適切とは言えないかもしれないが、国連文書の管理の難しさと、公開しなければならない義務の両立をどのように図るかをめぐる、過去の手続きの例として触れておく。

大学が集まる京都で、しかも大阪には寄託図書館がないにもかかわらず寄託図書館が安定せず、日本で4番目の人口を誇る愛知県でも利用者が限られていた。このような状況で、愛知県図書館の場合は開架書架の中から100m²ほどのスペースを国連資料に割り、専任の職員を配置していたわけである。県立図書館としては全国でも有数の規模を誇る愛知県図書館とし

(19) 愛知県勤労会館『愛知県勤労会館10年のあゆみ』p. 69、1980

ても、容易なことではなかったことになる。

3. 国連資料のデジタル化

このような傾向をインターネットによる国連資料の公開が拍車をかけた。

20世紀末より国連はデジタル資料の公開を進めてきた。1993年にはデジタル化された国連文書を検索できる、Optical Disc System を構築し、国連内の Local Area Network (LAN) で利用を始めた。そして「このシステムの長期的な目標は、会議資料の配付および収納についてより経済的で確実な手段を確立すると同時に、電子形態のこれらの文書へのタイムリーなアクセスを、全ての国連職員、国連代表団、他の政府職員、国連機構の他の組織、マスメディア、その他の国際機関、および、図書館や大学などのようなその他の関係機関に提供すること」とされた⁽²⁰⁾。これは各国代表部などにも開放されたが、一般には料金が課せられた。

これに対して、NGO から強い批判が寄せられ、無料化が計画されていたが、特に2001年にブッシュ政権が成立したことにより国連予算が削減され、無料化は延期された。NGO のさらなる要求もあり、2004年末、一般の利用者にも公開された。この課金に対する批判や経緯については、1993年、ニューヨークで設立された NGO、グローバル・ポリシー・フォーラムのホームページで見ることができる⁽²¹⁾。

またデジタルデータとして作成される新しい資料に限らず、古いものについても PDF 化が進められており、現在では国連総会議事録をはじめとして主なものは創設当初まで端末上で閲覧および印刷ができるようになっている。

これを受けて国連寄託図書館も役割が変わってきた。かつては資料を整理所蔵すること、つまりまさしく図書館としての機能が中心的な役割として期待されていたが、現在では、端末を備え、利用者に検索方法を指導す

(20) “The United Nations Optical Disc System User Manual” (ST/CS/SER. A/37), p. 2, 1994

(21) <https://archive.globalpolicy.org/ngos/ngo-un/access/ods/1998/disods.htm>, <https://archive.globalpolicy.org/ngos/ngo-un/rest-un/2003/05odsnew.htm> など

るとともに、国連に関する質問などに応じることが期待されており、送られてくる資料も減少している。

このような状況の中で、2014年4月から9月にかけて、ハマースホルド図書館は国連寄託図書館のための新戦略方針に関する調査票を各寄託図書館に送った。52%、190館から回答が寄せられたが、この結論として示されたのも、「寄託図書館にとってあり得る唯一の将来の基盤は、印刷物ではなくデジタル資料の配布」であり、「寄託制度の一義的な価値は、複雑な情報と情報ツールを使いこなすよう現場の利用者を助ける、専門家としての知識」だった⁽²²⁾。

このため、寄託図書館の指定を見直す動きは、愛知県図書館に限らず他の先進国でも見られる。例えば、フランスのクス＝マルセイユ大学は、1970年より寄託図書館の指定を受けていたが2018年をもって解除された。同様にナント大学は1999年から2018年まで、クジャス大学間図書館は1950年から2009年まで、ドイツのベルリン自由大学は1956年から2019年までで解除され、その後は古い資料の閲覧のみを行っている⁽²³⁾。フランスのように、安全保障理事会常任理事国で、自国の公用語の資料の送付を受けており、しかも先進国として充実した研究教育環境を誇る国においてもこのような事態が進んでいることは、注目される。

4. 愛知県図書館旧蔵資料の特殊性

このような状況であるのならば、愛知県図書館旧蔵資料を改めて整理する意義は必ずしも大きくない。そもそも、寄託図書館に寄託される国連資料は重要なものではあったが、必ずしも特別なものではない。本稿冒頭で指摘したように、事務局や各国代表部の極秘公電、非公式な資料、私的メモなどが含まれているわけではないのである。

しかしそれにもかかわらず、旧蔵資料には、ニューヨークの国連本部に所属するハマースホルド図書館を含め、世界中の寄託図書館では公開されていない可能性がある資料が数多く含まれている。国連総会議事録の簡易

(22) <https://www.un.org/depts/dhl/deplib/whatsnew.htm>

(23) <https://www.un.org/library/page/depository-libraries-directory>

印刷版がそれである。

ここで総会議事録について簡単に解説する。1992年まで総会議事録は簡易印刷版で暫定議事録が発行され、各国はこれに対して訂正を求めることができた。公式記録はこれらの訂正を踏まえて発行されたのである。そして寄託図書館は、公式記録の発行を受けて簡易印刷版を廃棄しても良いこととなっている⁽²⁴⁾。

しかし、このような仕組みは寄託図書館の立場から見ると資料の整理保存をさらに複雑にする。

すでに述べたように、国連の会議資料は、本来が会議のための資料であるだけに管理に手間がかかる。しかし会期が終わる頃には簡易印刷版を番号順に製本することも可能になり、数年以上の長期にわたってバラバラの状態で見られるわけではない⁽²⁵⁾。

また、先に見た各機関の報告等は公式記録としても発行されるが、これらはすでにそれぞれの機関で採択されたものである以上、それを公式記録として発行し直すことについて加盟国から異論が出されることはない。例えば、国連の中で特権を持つ安全保障理事会常任理事国が無理難題を主張することがあるが、安保理の年次報告はすでに理事国が承認したものであるので、その公式記録化に改めて反発が出されることは考えにくく、発行に時間がかかることはない。図書館がこれらをまとめて製本する上でも問題は少ない。公式記録補遺としてまとめられる、各議題に関して用意される事務総長の報告、委員会の報告、各国からの提出資料等も、議題ごとに編集するための手間はかかるが、あくまでも事務作業としての手間であり、個々の文書の内容が訂正されることはなく、発行に関して著しい遅れが不規則に発生することはない。

これに対して議事録は、各代表団が訂正要求を出せば、公式記録の発行がそれだけ遅延する。もちろん訂正の提出期限はあるが、守らない加盟国も多い。これは、国連分担金の支払い、総会決議などが各国に呼びかける

(24) “Instructions for depository libraries receiving United Nations material” para. 58

(25) ただし、国連事務局側の手違いによって文書が欠落する場合があります、その補充作業を行わなければならないこともある。筆者も見学したことがあるが、かつては文書を各 UNIC や寄託図書館ごとに仕分けられた棚に職員が投入し、それを発送していたため、投入ミスも珍しくなく、欠落がある一方で一つの文書が複数届けられることもあった。

見解の提出、人権条約委員会などに提出する定期報告などの場合でも同様であり、もちろん日本も例外ではない。個人的な感想を述べれば、平素は政治家に振り回される外務官僚が、その腹いせに国連官僚に横柄な態度をとっているようにも感じられる。このため議事録の公式記録の発行は遅れがちで、その間は、修正前の暫定議事録を廃棄を前提とした中途半端な形態で利用に供せざるをえない。そして特に80年代から公式記録の刊行が大きく遅れるようになり、84年の総会本会議の公式議事録が刊行されたのは90年だったのである。84年の総会本会議は106回開催されたので、1回の会議あたり数ページから数十ページの暫定議事録106部以上を、6年間にわたって利用可能な状態として管理しなければならなかった。

なお簡易印刷版の廃棄について、東大図書館では、1990年代までは配布用パンフレットなどの棚に置き、希望する利用者が自由に持って行くことができるようにしていた。筆者も、1975年、1976年の総会本会議暫定議事録がこの配布用の棚に置かれているのを目撃したことがあるが、すでに多くの資料を手にしており、とても持って帰れる状況ではなかったことから、その時はあきらめて、2日後に訪れた。しかしすでになくなっており、臍を噛んだ経験がある。

その後、刊行されたばかりの80年代の議事録公式記録を調べていて、暫定議事録を見た際とは異なっているような印象を持ったことから、改めて暫定議事録を見ようと思ったが、東大図書館はすでに廃棄していた。東京には、他にも UNIC と国会図書館がそろっており、国連資料については他の地域が足下にも及ばない充実した状況を誇っている。そこで、その足ですぐに国会図書館に向かったが、やはりない。UNIC でも同様だった。数年後、国連本部を訪ねた際に、ハマーショルド図書館で請求したが、ここでも、規定により暫定議事録は廃棄しており所蔵しているのは公式記録のみであるとの回答だった。国連事務局内には残されているかもしれないが、仮にそうだとした場合、今後公開される可能性はほとんどないと言って良いだろう。暫定議事録をコピーしておかなかったこと、またこのとき探している年次のものではないが、かつて東大図書館で暫定議事録を入手する機会がありながら、それを逸したことを改めて悔やんだ。

ところが、ニューヨークでも見つからなかった暫定議事録が愛知県図書

館にあったのである。しかも、廃棄を待つ状況だったわけでも、誤って破棄され損なったのでもなく、ハードカバーで製本し、恒久的に所蔵する体裁がとられた形で。念のために付言すれば、これは規定違反ではない。“Instructions for depository libraries receiving United Nations material” para. 58 は「廃棄できる (can be discarded)」と規定しているのであり、廃棄せずに所蔵していても問題はない。愛知県図書館は図書館の基本とこの Instruction に基づき、しかも丁寧に、資料を保全していたのである。

これらの簡易印刷版に関して、旧蔵資料は、一部に1960年代末のものも含むなどばらつきがあるが、勤労会館時代の1975年に全面寄託化されて以降のものがそろっている。これは、開発途上国の主張がピークに達すると同時に米国の国連姿勢が転換を始める時期であり、この米国の姿勢の変化のために国連の文書政策も見直しを迫られる時期でもある。そしてレーガン政権が発足する81年から、米国の国連政策は国連敵視と言っても良いものになり、先に見たように総会本会議公式議事録の発行が大きく遅延する。そして1993年より、本会議議事録は暫定議事録を経ることなく公式記録が作られるようになり、各国から寄せられた訂正は、後に *corrigendum* としてまとめられて発行されるようになった⁽²⁶⁾。その後、比較的国連に穏健な姿勢をとったクリントン政権を経て、レーガン政権の単独行動主義を直接に引き継ぐブッシュ政権下で、米国の国連政策は改めて厳しさを増すことは、前章で見たとおりであり、その後は寄託図書館の役割も大きく変化する。つまり旧蔵資料は、米国の国連姿勢が変化し、国連の文書政策も見直される時期全般をカバーしていることになる。このような重要な時期を、暫定議事録を中心とする簡易印刷版を廃棄することなく残し、しかも使いやすい形で整理していることは、大変に貴重である。

5. 暫定議事録と公式議事録の食い違い

では、暫定議事録と公式議事録の間にどのような食い違いがあるのか。残念ながら現在は旧蔵資料が整理中であるため、このような事例を調べ直

(26) この過程については、河辺「国連文書の統制と審議の透明性——国際関係の政治学研究における資料批判の試論として」、愛知大学国際問題研究所 Occasional Paper No. 1、2008を参照。

することはできないが、筆者が記録しておいた例の一つを紹介する。

1983年10月31日午後4時40分、安保理非常任理事国と経済社会理事会理事国の選挙のために総会本会議が開会した。議長が安保理の改選議席について説明を終えたところで、米国が議事手続きについて発言を求めた。米国は、グレナダ総督が国連事務総長にグレナダ代表として誰も選任していない旨を通告しているとして、この時グレナダ代表の席に着いていた大使に異議を表明したのである⁽²⁷⁾。

米国はこの6日前の10月25日にグレナダへ侵攻していた。ベトナム戦争以来初の大規模な軍事行動で、25日から28日にかけて安保理は緊急会合を開くが、ラテンアメリカ選出の理事国であるガイアナとニカラグアに加えてジンバブエが提案する決議案に米国は単独で拒否権を投じた。棄権は英国のみで、常任理事国のフランスを含めた西欧の理事国3カ国は賛成した。27日午後3時半に始まった会議が終わったのは28日午前3時5分だった⁽²⁸⁾。10月31日、ニカラグアが総会議題に「グレナダ情勢」を加えることを提案し、その「重要かつ緊急な性格から優先的な審議」を求めた⁽²⁹⁾。グレナダ大使に対する米国の発言はこのような中で出されたもので、総会議長は安保理と経済社会理事会の選挙を終えた後、ニカラグアの議題上程要請を紹介し、議題案を審議する一般委員会の開催を通告して会議を終えた。

一般委員会は翌朝開催された。米国はニカラグアを批判したが、「議題に項目を加えることに反対しない米国の伝統に従う」ことを表明し、採択された⁽³⁰⁾。11月2日、総会本会議はグレナダ情勢を審議したが、安保理と同様の3カ国が提案しベルギーにより修正された決議案に対して、米国はパラグラフごとの採決を求め、全6節中2節に賛成した上で決議案全体に反対をした。採択結果は賛成108、反対9、棄権27だった⁽³¹⁾。

暫定議事録と公式記録の食い違いが確認されたのは10月31日のグレナダ大使への異議表明の冒頭である。暫定議事録では

(27) A/38/PV.40

(28) S/PV.2491

(29) A/38/245

(30) A/BUR/38/SR.6, para. 4

(31) A/38/PV.43

Mr. SORZANO (United States of America): On a point of order, Mr. President, concerning the presence of the Grenadian sitting in the place of the Grenada delegation.⁽³²⁾

と書かれているものが、公式記録では

5. Mr. SORZANO (United States of America): My point of order, Mr. President, concerns the presence of the Grenadian sitting in the place of the Grenada delegation.⁽³³⁾

となっている。ただしこの後は食い違いはない。議長が直前に“I call on the representative of the United States on a point of order.”と発言していたことから、準備された書面を読み上げる際に言い間違えたのだろう。

日常の会話ではしばしば見られるこの程度の言い間違いを細かく訂正すれば、公式記録の発行が大幅に遅れる理由も理解できる。

国連脱退をも口にしたレーガン政権の発足により、本来は国連創設の中心国だったはずの米国の国連政策が大きく転換した。米国は安保理で拒否権を乱発し、総会でも多くの決議に反対を投じただけでなく、分担金の支払いを意識的に遅延させるなど、露骨な嫌がらせも行った。このグレナダ大使に対する発言も嫌がらせのようなものだが、このような嫌がらせが暫定議事録に対する細かな訂正など、事務局に対しても繰り返されていたことが、愛知県図書館が暫定議事録を保存していたおかげで確認できたのである。これが公式記録の発行が遅れた原因の一つだった。その上で、米国保守派は、何年もたってから発行される公式記録に何の意味があるのか、事務局の官僚主義だと批判していたが、まさに事務局への嫌がらせだった。

なお、これに対してグレナダ大使は感情を露わにした反論を行った。

“Let me first point out that the person who spoke before me is not speaking about somebody from Puerto Rico. Grenada is not Puerto Rico. Grenada is not an America colony. Our country is now being occupied by American soldiers. At this moment American soldiers are in our country butchering our people. At this point I have no idea where the Governor-General of our country is.”

この発言に関しては暫定議事録と公式記録の間に違いはない。グレナダ

(32) A/38/PV.40 (mimeographed) p. 3

(33) A/38/PV.40 (Official Records, vol. II, p. 671)

は訂正を求めなかった。

この時のアメリカ大使、ソルザーノは20歳の時に米国へやってきた亡命キューバ人で、ラテンアメリカ姿勢について強硬姿勢をとり、レーガンによりジーン・カークパトリック国連首席大使に次ぐ次席大使に任命された。両名とも研究者出身だったことが興味深い。なおソルザーノは2020年12月29日に亡くなった⁽³⁴⁾。

もちろんこれは些細な一例に過ぎない。詳細に調べることで様々な問題について訂正がなされたことが明らかになろう。また旧蔵資料には、段ボール箱に詰め込まれたものを一瞥した程度ではあるが、1990-91年のイラクのクウェート侵攻の際の被害に関して事務総長が安保理に提出した報告⁽³⁵⁾の広報資料版⁽³⁶⁾など、デジタル化されていない資料を多く見かけている。これらは他の寄託図書館も所蔵しているものではあるが、デジタル化が進んでいるからこそ、デジタル化の対象とならない資料が残されたことの意義は大きい。個人的にも整理が終わり、公開されるのが待ち遠しいが、ぜひとも多くの方に利用してもらいたい。

(34) <https://www.cubacenter.org/articles-and-events/2020/12/31/cuban-american-statesman-ambassador-jose-sorzano-passed-away-on-december-29-2020>

(35) S/22535

(36) DPI/1157